

公益社団法人全国老人保健施設協会 機関誌等への 有料広告掲載に関する 基本方針

1. 目的

当協会が発行・発信する機関誌・ホームページ等、広報媒体に一般企業からの情報発信機会を提供することにより、会員施設の発展に寄与するとともに、広告料収入により広報財源とする。

2. 広告掲載者の資格

- (1) 原則として当協会の賛助会員であることを要件とする。
- (2) 内容、目的により広告主を限定する必要がある場合、または限定した方が効果的と考えられる場合は、(1)にかかわらず別途、資格要件を設けるものとする。
(例) 環境啓発にともない、広告主にはISO14001を取得していることを要件とする 等
- (3) (1)(2)に該当しない者が広告掲載を希望する場合は、法人・団体の所在が明らかであり、一定期間以上同一事業を営んでいる等、営業実態が確認でき、広告掲載商品について販売実績等で正当性が認められる等の要件を満たしたうえで、別途当協会の広報情報委員会が広告掲載者の適性に関する審査を行うこととする。

3. 広告内容

公益社団法人が発行・発信する広報媒体であることを考慮して、会員施設の運営に寄与する広告を前提とし、以下の内容に該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの
- (3) 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの
- (4) 事実に反して、当協会が広告主を支持、またはその商品やサービス、意見などを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの等、誤認されるおそれがあるもの
- (5) 当協会の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (6) 政治活動(ただし、全国老人保健施設連盟を除く)、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 当協会が行おうとしている施策・計画を阻害するおそれがあるもの
- (9) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (10) その他、当協会が不相当と判断したもの

4. 広告掲載者の順位

- (1) 原則として、複数の法人・団体から申し込みがあった場合については、以下を基準にして優

先順位を定める。

1位 団体賛助会員である法人・企業のうち公共性の高い業種のもの

2位 団体賛助会員である法人・企業・団体等

3位 上記順位以外の法人、私企業および団体が当協会が認めるもの

- (2) (1)に係わらず、必要な場合には、広報媒体等の内容、目的に則した優先順位を別途設けることができる。

5. 広告掲載の募集方法／内容の審査／決定／削除

(1) 募集方法

機会の公平を期すために、原則として指定広告代理店を通じた公募とする。

(2) 広告掲載者および広告内容の審査

ア 「2. 広告掲載者」「3. 広告内容」に定めた規定に基づき、ふさわしい内容かどうかについて審査を行う。

イ 審査の結果、当協会の広報媒体に掲載がふさわしくないと認められる場合、広告掲載は行わないこととする。

ウ 広告の内容について不適切な表現がある場合には、広告主に対し修正を求める。修正に応じない場合には、広告掲載は行わないこととする。

(3) 決定

基本方針に基づき、広告掲載者を決定する。

(4) 削除

掲載決定後に本会の判断において、広告内容が不適切であると判断した場合は、契約の終了を待たずに掲載を削除できるものとする。この場合、掲載しなかった期間分の広告費用は広告依頼主に返還しない。

6. 広告の掲載位置・規格・掲載手続

当協会の広報情報委員会または媒体制作の所轄委員会において、内容を考慮したうえで定める。

7. 苦情等への対応

広告掲載を行うことにより、会員・読者から広告主や広告内容に関する苦情が寄せられた場合、当協会は広告内容に関して一切の責任を負わないことから、苦情等については、広告主が責任を持って、誠実かつすみやかに対応を行い、責任の所在を明確にすること。

なお、広告には「広告内容に関する問い合わせは、広告主にすること」、「広告掲載期間中に名称、住所、問合せ先等、法人情報に変更が生じる場合があること」などについて明記するものとする。

以上